

短期利用認知症対応型共同生活介護契約書

介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護契約書

____様（以下利用者といいます）とフロイデグループホーム桂（以下事業者といいます）において、事業者から提供される短期利用認知症対応型共同生活介護または介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護（以下介護サービスといいます）の利用について、次のとおり契約します。

第1条 （契約の目的）

事業者は介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、利用者に対し短期利用認知症生活介護サービスを提供します。

第2条 （契約の自由）

事業者は利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従ってサービスを提供し、利用者は事業者に対しそのサービスに対する料金を支払います。

第3条 （契約期間）

この契約書の契約期間は、入所日から要介護認定の有効期間満了までとします。契約満の30日前に利用者から事業者に対し文章により契約終了の申し出がない場合は、契約は更新されたものとします。また、本契約と別紙の改定が行われたい限り、初回時の同意書をもって繰り返し施設を利用することができものとします。

第4条 （短期利用及び介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護計画の決定・変更）

- (1) 事業書は利用者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合には、それに従って利用者の介護計画を作成するものとします。
- (2) 事業者は利用者に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも、介護計画の作成を行います。その場合に、事業者は利用者に対し居宅介護支援事業者を紹介するなど、居宅サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。
- (3) 事業者はサービス計画について利用者に対する説明をし、同意を得た上で決定するものとします。
- (4) 事業者は利用者に係る居宅サービスが変更された場合、もしくは利用者の要請に応じサービス計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、利用者と協議の上サービス計画を変更するものとします。

- (5) 事業者はサービス計画の変更を行った場合、利用者に対する書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第5条 (介護保険給付対象サービス)

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、利用者に対して、入浴、排泄、食事等の介護、日常生活上の世話、機能訓練、相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、健康管理及び療養上の世話を提供します。

第6条 (介護保険給付外サービス)

事業者は契約者との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとします。

- (1) 利用者に対する理美容サービス
 - (2) 事業者が定める特別な教養娯楽設備等の提供あるいはレクリエーション行事
- 2 その他のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。
 - 3 事業者は、各種サービスについて、必要に応じてその都度利用者及び契約者にわかりやすく説明します。

第7条 (サービス提供の記録)

事業者は利用者の介護保険サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間保存します。

事業者は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則としてこれに応じます。但し、代理人のその他の者に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限りこれに応じます。

第8条 (サービス利用料金の支払い)

利用者は、要介護度に応じて第5条に定めるサービスを受け、契約者は重要事項説明書と別紙利用料金表に定める利用単位毎の料金をもとに計算された（自己負担分：通常は介護保険給付の1割）を事業者に支払います。

- 2 第6条に定めるサービスについて、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払います。
- 3 前項の他、契約者は食事代・家賃・光熱水費・共通経費と利用者の日常生活上必要となる諸費用実費を事業者に支払います。
- 4 事業者は、当月サービス利用料金の合計額を請求書に明細を付して、翌月の15日までに契約者等に送付します。
- 5 契約者は、サービス利用料金の合計金額を指定金融機関からの口座引落により支払うこととします。この際の引落手数料はご利用者様の負担とします。

第9条 (利用料金の変更)

前条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるとします。

- 2 前条第2項及び第3項に定めるサービス利用料金については、経済状況に著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して1か月前までに文書で通知することにより、当該サービス利用料金の変更を申し入れることができます。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合は、本契約を解約することができます。

第10条 (身体拘束の禁止)

事業者は利用者または他の利用者の生命や身体を守るため、緊急でやむを得ない場合を除き、利用者に対する身体拘束などの行動の制限を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者または施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。

第11条 (緊急時の対応)

利用者の健康状態が著しく急変した場合は、あらかじめ届けられた連絡先に速やかに連絡するとともに、協力医療機関等に連絡をとるなど必要な処置を講じます。

第12条 (秘密の保持及び個人情報の取り扱い)

事業者とその職員は、業務上知り得た利用者又は代理人若しくはその家族等に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。個人情報の取り扱いについては、当法人のご利用者様の個人情報の取り扱いについて定めた「個人情報のお取り扱いについてのお知らせ」に示す通りです。このお知らせに示す目的以外で第三者に情報を提供する場合は、事業者は利用者及び代理人から予め書面より同意を得た上で行うこととします。なお、上記にあげる事項は、利用終了後も同様の取り扱いとします。

第13条 (損害賠償責任)

事業者は、本契約に基づくサービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

第14条 (損害賠償がなされない場合)

事業者は、自己の責に記すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償を免れます。

- (1) 契約者が、契約終結時及びサービスの実施にあたってその心身の状況、病歴等の重要事項、その他必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (2) 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- (3) 契約者及び利用者が、事業者もしくはサービス従事者の支持・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第 15 条 (契約の終了)

本契約は、次の場合に終了します。

- (1) 利用者が要介護認定において自立と判断された場合
- (2) 利用者の居宅介護サービス計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合
- (3) 利用者の病状や心身状態などが著しく悪化し、当事業所での適切な介護サービスの提供を越えると判断された場合

第 16 条 (本契約に定めない事項)

この契約に定めない事項については、介護保険法令その他の諸法令および等事業所運営規程の定めを尊重し、誠意を持って双方の協議の上で解決します。

第 17 条 (裁判管轄)

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、事業者の住所地を管轄する裁判所を第一管轄裁判所とすることに予め合意します。

第 18 条 (苦情処理)

事業者は、その提供したサービスに関する契約者又は利用者からの苦情に対して、苦情受付窓口を設置して適切に対応するものとします。

第 19 条 (第三者評価について)

実施状況に関して：実施無し

上記の契約を証するため本書 2 通を作成し、利用者及び事業者の記名捺印の上、各 1 通を保有するものとします。

契約締結日 年 月 日

事業者 〒319-2603 茨城県東茨城郡城里町上阿野沢 545-1

フロイデグループホーム桂

管理者 印

利用者 住 所 〒

電話番号

ふりがな

氏 名 印

短期利用認知症対応型共同生活介護重要事項説明書
介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護重要事項説明書

氏名 _____ I D _____

社会福祉法人 博友会
フロイデグループホーム桂

重要事項説明書

1. 事業主体概要

事業主体名	博友会
法人の種類	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 鈴木 邦彦
所在地	茨城県常陸大宮市野口平146-1
法人の理念	お客様が、住みなれた地域で安心して暮らしていただくために、必要な保健・医療・福祉の総合的なサービスの提供に努める。
法人の実施する事業	<p>(1) 第一種社会福祉事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別養護老人ホーム <p>(2) 第二種社会福祉事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 老人デイサービス事業 ・ 老人短期入所事業 ・ 老人介護支援センター ・ 老人居宅介護等事業 ・ 認知症対応型老人共同生活援助事業 ・ 小規模多機能型居宅介護事業 ・ 障害者福祉サービス事業 <p>(3) 公益事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅介護支援事業 ・ 配食サービス事業 ・ 訪問入浴介護事業 ・ 一般乗用旅客自動車運送事業（患者等輸送事業）

2. ホームの概要

ホーム名	フロイデグループホーム桂
ホームの目的	当事業所の適切な運営を確保するために、人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の職員等は、要介護状態にあって認知症の状態にある高齢者に対し、適切なサービスを提供することを目的とする。
ホームの運営方針	要介護状態にあって認知症の状態にあるものについて、共同生活住居において家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話および機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように努めるものとする。
ホームの責任者	管理者
開設年月日	平成 15 年 7 月 1 日
保険事業者指定番号	0873100903

所在地	茨城県東茨城郡城里町上阿野沢 5 4 5 - 1
電話・FAX番号	電話 029 (289) 2040 FAX 029 (289) 4614
交通の便	常陸大宮駅より車で 10 分
建物の概要	構造：木造平屋建 延床面積： 694,42 m ²
居室の概要	全室個室 洗面台つき 和室 6室 洋室 12室
共用施設の概要	ユニットに 居間 食堂 和室(茶の間) 台所 トイレ(3か所) 浴室・脱衣室 ユーティリティ その他 玄関(1か所・共用)

3. 利用定員

利用定員	1ユニット： 9人 ユニット数：2 合計：18人
------	--------------------------

※空床のある場合には短期利用認知症対応型協同生活介護及び介護予防短期利用認知症対応型協同生活介護の利用可能

4. 職員体制

管理者	
計画作成担当者	介護支援専門員 1名
介護職員	10名以上

5. 勤務体制

昼間の体制	早出 2人 6:00~15:00 6:30~15:30
	日勤 2人 8:30~17:30 9:00~18:00
	遅出 2人 10:00~19:00 12:00~21:00
夜間の体制	宿直・夜勤の別：夜勤 1人 17:00~9:30 準夜 1人 21:00~6:00

6. 協力医療機関

協力医療機関名	志村大宮病院
診療科目	内科 皮膚科 耳鼻科 整形外科 泌尿器科 眼科

7. 利用料金の支払い方法

指定銀行口座引落としとしてお願いいたします。引落とし時手数料（指定銀行の定める額）がかかりますが、銀行からの領収書の発行はいたしませんのでご了承下さい。また、残高不足等の理由により引落不能になった場合でも手数料はかかります。

8. サービスおよび利用料等

保険給付サービス	食事、排泄、入浴、着替えの介助等の日常生活上の世話、生活の中での機能訓練、健康管理、相談、援助等については、要介護度に応じて包括的に提供され、厚生労働省の定める介護保険法に基づき算定された金額が自己負担となります。
保険対象外サービス	下記の料金は自己負担となります。料金については別紙料金表の通り。 料金を改定する場合は、理由を付して事前に連絡します。
	居室の提供（家賃）
	食事の提供（食材費・おやつ代を含む）
その他個人消耗品の費用	水道光熱費、日常生活費等は、別紙料金表の通り その他オムツなど個人で使用した品は、実費精算で自己負担となります。

9. 利用者及び利用者代理人の権利と義務

権利	<p>利用者及び代理人は、グループホームのサービスに関して以下の権利を有します。これらの権利を行使することによって、利用者はいかなる不利益を受けることはありません。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 独自の生活歴を有する個人として尊重され、プライバシーを保ち、尊厳を維持すること ② 生活やサービスにおいて、十分な情報が提供され、個人の自由や好み、及び主体的な決定が尊重されること ③ 安心感と自信を持てるよう配慮され、安全と衛生が保たれた環境で生活できること ④ 自らの能力を最大限に発揮できるよう支援され、必要に応じて適切な介護を継続的に受けられること ⑤ 必要に応じて適切な医療を受けることについて援助を受けられること ⑥ 家族や大切な人との通信や交流の自由が保たれ、個人情報を守られること ⑦ 地域社会の一員として生活し、選挙その他一般市民としての行為を与えられること ⑧ 暴力や虐待及び身体的精神的拘束を受けないこと
----	---

行政その他苦情受付機関	・ 城里町保健課 ・ 国民健康保険連合会 ・ 城県社会福祉協議会	029-288-3111 029-301-1565 029-241-1133
-------------	--	--

1 2. 外部評価結果の公表

公表	入所時、直近の外部評価を重要事項説明書と一緒に添付し、ご説明致します。また、その後の外部評価の結果については、結果が届き次第送付し、お知らせ致します。
審査時期	偶数年で審査（6月～7月頃）

1 3. 重度化した場合の対応に係る指針について

重度化した場合の対応に係る指針	別紙1により説明致します。
-----------------	---------------

1 4. 第三者評価について

実施に関する状況	実施無し
----------	------

社会福祉法人 博友会
契約書・重要事項説明書 103-21

当事業者の介護サービスの提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。
年 月 日

フロイデグループホーム桂 説明者氏名 ㊞

私は、本書面に基づいて重要事項の説明を受けました。

利用者氏名 ㊞

契約者（親族代表・利用者代理人）

住所

氏名 ㊞

続柄

フロイデグループホーム桂の提供する介護サービス利用にあたり、「利用契約書」「重要事項説明書」及び「個人情報のお取り扱いについてのお知らせ」を受領し、これらの内容に関して担当者による説明を理解したうえで、サービスの利用について契約します。

年 月 日

事業者 住 所 茨城県東茨城郡城里町上阿野沢 545-1

事業者名 社会福祉法人博友会
フロイデグループホーム桂

管理者 ㊞

利用者 住 所

氏 名 ㊞

契約者 住 所
(家族代表・利用者代理人)

氏 名 ㊞

続 柄